

森林・林業基本計画（骨子案）

まえがき

- ・森林は多面的機能を有する緑の社会資本。その持続的な発揮のためには、森林を適切に整備・保全する必要。
- ・林業・木材産業は、地方の経済社会の維持発展に寄与。林業を持続的に行うことで森林整備が適切になされ、木材を利用することでCO₂の排出抑制・貯蔵に貢献。
- ・前基本計画の下では、十分な森林蓄積と成長量を維持しつつ、木材供給量は拡大。林業産出額や従事者給与が増加するなどの成果。
- ・他方、伐採しやすい箇所に皆伐が偏り再生林されない森林が見受けられる、豪雨等により山地災害が頻発する等の新たな課題。
- ・経済社会全体では、少子高齢化・人口減少、地球温暖化等の大きな情勢変化。新型コロナウイルス感染症により経済社会の運営は難しい局面。
- ・これを踏まえれば、短期的な効率性や合理性を重視するのではなく、SDGs達成に向けた取組が重要。
- ・新たな基本計画では、森林・林業・木材産業を持続的な姿へと成長発展させるべく、施策を展開。

森林及び林業に関する施策についての基本的な方針

1 前基本計画に基づく施策の評価等

- 前基本計画に掲げた目標の進捗状況
 - ・複層林への誘導に遅れ。林業に適した単層林で人工林が再造成されていない状況。
 - ・令和元年の木材供給量は、概ね計画どおりの31百万m³。
- 前基本計画に基づく主な施策の評価
 - ・森林経営管理制度や森林環境譲与税が創設され、市町村における取組が進展。
 - ・特定母樹の指定・増殖、採種園整備等が進展。収支の改善は不十分で再生林が低位。
 - ・林業経営体の規模拡大、原木の安定供給の取組も進展したが、これらの取組は途上。
 - ・製材合板工場の整備により規模拡大と生産性向上。中小地場工場の競争力強化が必要。
 - ・CLTや耐火部材の開発・普及が進み、民間非住宅分野等での利用も始まる。しかし、これら用途での利用にも必要なJAS格付率は、特に製材分野で低位。
 - ・「農林水産物・食品の国別・品目別輸出戦略」に基づく取組により木材輸出額が増加。
 - ・木質バイオマスは国産材需要を下支え。他方、地域によっては、需要者間での競合や森林資源の持続的利用に対する懸念も。

○ 前基本計画策定以降の情勢変化等

- ・ 少子高齢化・人口減少、地球温暖化等の大きな変化に直面。パリ協定が発効する中、「2050年カーボンニュートラル」を表明。
- ・ 新型コロナウイルス感染症による経済停滞で、今後の木材需要に不透明さ。
- ・ 他方、林業・木材産業は成長発展の歩みを後押しする新技術（リモートセンシング、I C T、エリートツリー等（特定母樹）、木質耐火部材等）の開発等が進展。

2 森林及び林業をめぐる情勢変化等を踏まえた対応方向

○ 森林・林業・木材産業によるグリーン成長

- ・ 林業・木材産業の持続性を高めながら成長発展させ、多面的機能の恩恵を享受できるようにすることを通じて、社会経済生活の向上とカーボンニュートラルに寄与する「グリーン成長」を実現。

○ 森林資源の適正な管理及び利用

- ・ 資源の循環利用を推進しつつ、森林を多様で健全な姿に誘導。林業適地の単層林は、再造林を確保し、それ以外は複層林へ誘導。あわせて、天然生林を適切に保全管理。
- ・ 豪雨等の増加に対応し、国土強靱化に向けた森林整備及び治山対策を加速。

○ 「新しい林業」に向けた取組の展開

- ・ 安定供給や機械化等の取組に加え、エリートツリーや自動操作機械、I C T等の新技術を取り入れ、伐採から再造林・保育に至る収支のプラス転換を可能とする「新しい林業」を展開。
- ・ 林業従事者の生活を支える所得と労働環境の向上、長期にわたり経営できる権利等と規模を確保し、「長期にわたる持続的な経営」を実現できる林業経営体を育成。

○ 木材産業の「国際競争力」と「地場競争力」の向上

- ・ 主に大規模工場等は、外材等に対抗できる品質性能の確かな製品の供給体制を整備し、国際競争力を向上。
- ・ 中小地場工場等は、多様な消費者ニーズをくみ取り、単価の高い板材など多品目の製品供給を柔軟にできる体制を整備し、収益性を備えた地場競争力を向上。

○ 都市等における「第2の森林」づくり

- ・ 製造時のエネルギー消費が少なく、炭素貯蔵効果を発揮する木材の利用を促進。
- ・ 防耐火・構造計算に対応できる部材の普及等により、中高層建築物等の需要を獲得。
- ・ 木質バイオマスの熱電利用、付加価値の高い木材製品の輸出を促進。

○ 新たな山村価値の創造

- ・ 山村地域の生活を成り立たせるため、林業・木材産業、きのこ等特産林産物の生産の振興に加え、森林サービス産業等の産業を育成。新たなライフスタイルを提案し、「関係人口」を拡大。
- ・ 集落維持の下支えとして、地域における農林地の管理・利用など協働活動を促進。

森林の有する多面的機能の発揮並びに林産物の供給及び利用に関する目標

1 森林の有する多面的機能の発揮に関する目標

- ・森林の機能とその機能を発揮する上での望ましい姿を例示し、誘導の考え方を提示。
- ・将来の「指向する森林の状態」に到達する過程（令和7年、令和12年、令和22年）における森林の状態を目標として設定。

2 林産物の供給及び利用に関する目標

- ・供給量は、森林の整備・保全が行われた場合に供給される木材の量（令和7年、令和12年）を目標として設定。
- ・利用量は、今後の需要動向を見通した上で、各般の取組が適切に進められた場合に供給される用途別の木材の量（令和7年、令和12年）を目標として設定。

森林及び林業に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

1 森林の有する多面的機能の発揮に関する施策

○ 適切な森林施業の確保

- ・森林計画制度の下で、森林所有者等による造林、保育、伐採等の適切な施業を推進。
- ・木材需要が増加する中、再造林の実施を促進するため、新たに、特に植栽による更新に適した区域の設定や、森林資源の保続が可能な主伐量の上限の検討等を促進。
- ・適正な伐採と更新を確保するため、伐採造林届出制度の見直しを行いつつ、それに基づく指導等を強化。

○ 面的なまとまりをもった森林管理

- ・森林境界の明確化、森林経営計画の作成を促進。森林経営管理制度に基づく取組が進むよう市町村の体制を整備。
- ・レーザ測量の活用、固定資産税情報の適切な利用、林地台帳への反映等により、森林関連情報を高度化。これらを森林クラウドに集積して、情報共有と高度利用を推進。

○ 再造林の推進

- ・優良種苗の安定的な供給のため、原種苗木の増殖技術の開発、採種採穂園の整備、エリートツリー・コンテナ苗の生産体制整備等を推進。
- ・林業適地の抽出技術の高度化とともに、区域を指定して再造林を促進する仕組みを創設。
- ・造林コスト低減のため、ドローンや林業機械による苗木運搬、低密度植栽、エリートツリー植栽による下刈り回数の削減等を推進。森林整備事業の補助内容等に反映。

○ 野生鳥獣による被害への対策の推進

- ・鳥獣保護管理施策等との連携を図りつつ、効果的かつ効率的な捕獲及び防護技術の開発・実証、地域と連携した捕獲、防護柵等の設置を推進。

○ 適切な間伐等の推進

- ・パリ協定下における森林吸収源対策のため、間伐等特措法に基づく取組を推進。

○ 路網整備の推進

- ・災害の激甚化、走行車両の大型化等に対応できるよう、尾根寄りの線形選択、余裕ある幅員や曲線部の拡幅、排水機能の強化等により、路網を強靱化・長寿命化。

○ 複層林化と天然生林の保全管理等の推進

- ・国有林での面的複層林施業などの先導的な取組、森林経営管理制度と森林環境譲与税を活用した針広混交林化等を推進。
- ・育成単層林施業においても、広葉樹の保残など生物多様性保全に配慮した施業を推進。
- ・希少な森林生態系の保護管理、それら森林の連続性確保、里山林の保全管理等を推進。
- ・森林認証等への理解促進など、生物多様性の保全と資源の持続可能な利用の調和を図る。
- ・林業公社等による針広混交林化等への施業転換、奥地水源等での水源林造成を推進。
- ・花粉症対策苗木の植栽等により花粉の少ない森林へ転換。花粉飛散防止技術を開発。

○ カーボンニュートラル実現への貢献

- ・間伐や天然生林の管理保全等に加え、エリートツリー等の再造林を促進して中長期的な森林吸収量を確保・強化。
- ・木質バイオマスのエネルギー利用や木質系新素材の開発等を通じてCO₂排出削減に貢献。非住宅分野等への木材利用を拡大し、HWP（伐採木材製品）により炭素を貯蔵。

○ 国土の保全等の推進

- ・「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」等に基づき、治山対策を推進。
- ・災害発生形態の変化に応じ、きめ細かな治山ダムの配置、森林土壌の保全強化、流木対策等を実施。治山ダムの嵩上げ等により既存施設を長寿命化。
- ・ハード対策とソフト対策の一体的な実施等により、減災効果を向上。山地災害危険地区に関する調査分析等を推進。
- ・大規模災害については、地方公共団体の要請を踏まえて、国直轄事業等を実施。
- ・保安林の保全管理等を推進。林地開発許可制度を通じて森林の適正な利用を確保。
- ・松くい虫被害、ナラ枯れ被害について駆除予防措置等を適切に実施。

○ 研究・技術開発及びその普及

- ・研究・技術開発戦略を見直して、異業種とも連携しつつ、戦略的・計画的に推進。
- ・林業普及指導員の技術水準の確保、普及員の設置等を実施。

○ 新たな山村価値の創造

- ・山村の内発的発展を図るため、林業・木材産業を育成。その際、中小地場の製材工場の活性化等も推進。
- ・自家労働等による木材生産など農林複合的な所得確保、広葉樹、特用林産物、ジビエなど地域資源の活用を促進。

- ・「関係人口」の拡大に向け、幼少期からの森林環境教育による山村への関心向上。MTBトレイルツアー等の新しいニーズを踏まえた森林サービス産業や農泊、国立公園等と連携したワーケーションで森林を多様に利用。
- ・集落の維持・活性化を図るため、関係府省による住居・情報基盤・交通などのインフラ確保等の施策に加え、地域における農林地の管理・利用など協働活動を促進。
- ・集落の新たな支え手確保に向け、特定地域づくり事業協同組合等の枠組みの活用や農林業体験等への参加を促進。

○ 国民参加の森林づくり等の推進

- ・森林環境譲与税の創設を受け、森林整備や人材の育成・確保、木材利用の促進等の取組を着実に推進。国民理解の醸成に向け、その取組状況など使途を公表。
- ・植樹活動など、国民参加による森林づくり活動を推進。森林環境教育等を充実。

2 林業の持続的かつ健全な発展に関する施策

○ 望ましい林業構造の確立

[目指すべき姿]

- ・「長期にわたる持続的な経営」ができる経営体が、林業生産の相当部分を担う林業構造を確立。
- ・自家労働等により作業を行い農林複合的に所得を確保する者（自伐）についても、継続的な活動に向けて取り組み。

[新しい林業の展開]

- ・生産性や安全性の抜本的な改善に向けた「新しい林業」を展開。
- ・エリートツリー活用による低コスト造林と収穫期間の短縮、自動操作機械による省力化・軽労化、ICTを活用した木材の生産流通管理の効率化等を推進。

○ 担い手となる林業経営体の育成

- ・施業集約化と長期施業受委託、経営管理権の設定等を通じ、長期間経営し得る権利等の取得と事業量確保を促進。【長期的な経営の確保】
- ・経営体の法人化・協業化、改正森林組合法による組合系統の事業連携等を促進。【経営基盤の強化】
- ・森林経営プランナーの育成、実践能力のある組合理事の配置。【経営力の強化】
- ・原木市場や製材工場等が林業経営を行う事例。金融措置を活用した林地取得、森林信託の導入調査、個人事業主等の組織化等を推進。【林産複合型経営体の形成】
- ・路網整備と高性能林業機械による作業システムの導入、「新しい林業」の展開。【生産性の向上】
- ・素材生産者と造林者の協業化、造林作業手の育成確保等を促進。主伐再造林型の施業提案能力を向上。【再造林の実施体制の整備】
- ・伐採造林に係る自主行動規範の策定等を促進。【社会的責任を果たす取組の推進】

○ 人材の育成・確保等

- ・林業大学校等で学ぶ青年・新規就業者のサポート、段階的・体系的な人材育成を推進。
- ・林業高校に対して、国や研究機関等による講師派遣、森林・林業の情報提供等を実施。
- ・女性林業関係者のネットワーク化、女性の視点を活かしたマーケティング、「林福連携」の取組を推進。

○ 林業従事者の労働環境の改善

- ・林業経営体の収益性向上、通年雇用化等を通じ、他産業並みの従事者所得を確保。
- ・林業従事者の適切な処遇に向け、技能評価試験など能力評価の導入を促進。
- ・今後10年を目途とし、死傷年千人率の半減を目指して労働安全対策を強化。

○ 特用林産物の生産振興

- ・山村地域における農林複合的な収入確保に重要なきのこ、薪、木炭、漆等の特用林産物の生産を振興。生産基盤の整備や、需要拡大に向けた商品開発、販売促進等を推進。

3 林産物の供給及び利用の確保に関する施策

○ 原木の安定供給

- ・小規模分散的な供給から、原木を取りまとめ、価格交渉力を高めて安定的に供給する体制へ転換。
- ・原木コーディネーターの育成、ICTによる生産流通管理の導入等により商物分離の取組を促進。
- ・安定協定の締結等を踏まえた加工流通施設の整備、地域におけるSCM（サプライチェーン・マネジメント）の取組を推進。

○ 木材産業の競争力強化

[国際競争力の強化]

- ・他資材や外材に対抗できるよう、JAS・KD材、集成材等を低コストで安定的に供給できる体制を整備。
- ・大規模工場は、引き続き、加工流通施設の高効率化等を推進。
- ・工場間連携や再編等により規模拡大を指向する中小工場は、施設の増設改修、再編に係るコンサルティング等を推進。

[地場競争力の強化]

- ・中小地場工場等は、多様な消費者ニーズをくみ取り、多品目の製品供給を柔軟にできる体制を整備。
- ・大径材を活用しつつ、単価の高い板材、平角などの多品目の生産ができるよう、加工流通施設の切り替えを推進。

[JAS製品の供給促進]

- ・強度性能等が明確化な「機械等級区分JAS製品」の生産・利用がされやすい条件を整備。
- ・JAS規格につき、必要に応じ、利用実態に即して区分や基準を合理化。

- ・木材産業関係者に対しては、認証取得に係る手数料水準のあり方の検討、瑕疵保証制度の検討等を促す。

[国産材比率の低い分野への利用促進]

- ・重ね梁や集成材も含めた横架材の普及、乾燥技術の高度化等を推進。
- ・国産材が設計段階で採用されるよう、設計手法の標準化、羽柄材プレカット施設の導入等を促進。

○ 都市等における木材利用の促進

- ・公共建築物等木材利用法に基づき、国自らが率先して木造化・内装の木質化を推進。
- ・民間非住宅分野等にも取組を拡大。一般流通材を活用した低コスト事例の導入、耐火部材等の開発や建築実証、部材の仕様の標準化等を推進。
- ・木造建築設計者の育成、設計施工や部材調達の合理化に有効なB I M活用等を推進。
- ・C L Tについては、新ロードマップに基づき、低コスト化等の取組を推進。
- ・リフォーム需要等に対応し、デザイン性や機能性に優れた内外装、家具等の開発利用を促進。そのほか、建築物の省エネに寄与する熱伝導率の低いC L Tや木製サッシ等、コンクリート型枠合板や土木分野等への利用を促進。

○ 生活関連分野等における木材利用の促進

- ・広葉樹材を活用した家具、建具、おもちゃなどへも木材利用を促進。新たな生活空間や価値を生み出す製品を広報・P R。

○ 木質バイオマスの利用

- ・未利用材活用やカスケード利用を基本としつつ、熱電併給・熱利用等を推進。
- ・全木集材による枝条等の活用、効率的な運搬収集システムの構築を推進。
- ・燃料用途として期待される早生樹につき、発電事業者による植栽実証等を実施。
- ・森林資源の保続を担保する観点から、F I T制度の事業計画認定の際、都道府県林務部局により、再造林の実施状況等を事前確認。
- ・セルロースナノファイバー、改質リグニン、プラスチック代替素材の研究開発等を推進。

○ 木材等の輸出促進

- ・「農林水産物・食品の輸出実行拡大戦略」に基づき、令和12年の輸出額目標を0.2兆円とし、輸出先国・地域のニーズや規格基準に対応した木材製品の輸出を促進。
- ・製材及び合板を「輸出重点品目」とし、輸出産地育成等を図る観点から、原木の生産基盤強化、製品製造拠点施設の整備、港湾施設の整備等を推進。
- ・木材輸出関係団体等と連携したマーケティング、G F P（農林水産物・食品輸出プロジェクト）登録を通じた企業間連携を強化。

○ 消費者等の理解の醸成

- ・ E S G 投資にもつながるよう、木材利用の意義や効果等のエビデンスを発信。
- ・ 木づかい運動・木育等を推進。毎年10月8日を「木の日」、10月を「木材利用促進月間」として取組を強化。
- ・ 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律に基づく木材関連事業者の登録、制度の普及を促進。

4 国有林野の管理及び経営に関する施策

国土保全等の公益的機能の維持増進、林産物の持続的かつ計画的な供給、国有林野の活用による地域産業の振興と住民福祉の向上への寄与を目標とし、国有林野の管理経営を推進。

5 その他横断的に推進すべき施策

○ デジタル化の推進

- ・ レーザ測量等による森林資源情報の精度向上、G N S S による森林境界データのデジタル化等を推進し、これらデータを森林クラウドに集積。
- ・ I C T 生産流通管理システムの標準化、標準仕様に基づくシステム導入、木材検収ソフト等の現場導入等を促進。

○ 新型コロナウイルス感染症への対応

- ・ 感染状況に応じ、林業・木材産業の経営継続、需要喚起等の施策を適切に措置。
- ・ 在宅勤務等に対応したリフォーム需要等の取り込み、急激な原木需要の減退時の生産調整・造林作業への振り替えのための再造林体制の整備等を推進。
- ・ 需給状況に応じた国有林材の供給調整等の実施。

○ 東日本大震災からの復興・創生

- ・ 放射性物質による森林汚染への対応として、引き続き、森林・木材製品等のモニタリング、森林整備、特用林産物の風評被害対策など森林・林業再生の取組等を推進。

6 団体に関する施策

林業所得の増大に最大限貢献していくため、森林組合法の措置を活用し、組合間の多様な連携、後継者世代や女性の参画、経営能力のある理事等の配置を促進。

森林及び林業に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な施策

- ・ 「みどりの食料システム戦略」に掲げる取組を推進。
- ・ 効果的かつ効率的に施策を推進し、その進捗管理と評価を適切に実施。
- ・ 財政措置の効率的かつ重点的な運用を図る。